

# 国民年金だより

むつ年金事務所  
☎22-2278

## 公的年金は何のためにあるのですか？

公的年金は、現役世代が保険料を支払い、高齢者の生活を支えるという「世代間扶養」の仕組みを取っており、みなさんがいずれ迎えるであろう老後生活を世代が順送りで支えるものです。

また、老後だけではなく、若いうちに障害を負われたときやお亡くなりになった場合でも、ご本人やご遺族の生活を支えます。しかも、世代間扶養の仕組みにより、世の中の賃金や物価の動向に応じた年金が、お亡くなりになるまで一生涯受け取れるのです。

例えば、老後の生活、障害を負われた後の生活、ご遺族の生活への備えを貯蓄や個人年金だけで対応することを考えてみてください。今や、90歳まで生きられる方の割合は、男性で約2割、女性で約4割にも達しています。老後については、ご自身がそもそも何歳まで生きるのかわかりませんし、将来、インフレなどでせっかく蓄えたものが目減りしてしまうかもしれません。また、いつ障害を負ってしまうか、お亡くなりになるかななどを予想することはできませんし、その時に十分貯蓄できているとも限りません。

このような、長い人生、個人の努力では対応しきれないリスクに対して、国民全体で保険料を出し合い、社会全体で支えている仕組みが公的年金なのです。

## 国民年金にはどのようなメリットがありますか？

日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入して保険料を納めることとなります。

「年金なんてまだまだ先のこと」と思われる方もいるかもしれませんが、国民年金には次のようなメリットがあります。

### メリット1 生涯の年金額は納めた保険料の約1.5倍

国民年金の老齢基礎年金は、2分の1（平成21年3月分までは3分の1）が税金で賄われているため、支払った保険料を上回る給付を受けることができる計算となっています。厚生労働省の試算では、2000年生まれ（2020年に20歳）の人でも納めた保険料の約1.5倍となります。

### メリット2 老後を支える終身保障

老齢基礎年金は、生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障であり、老後の生活をサポートします。

### メリット3 ケガや病気、万が一のときにもサポートします

国民年金は老後の保障だけでなく、加入者がケガや病気により障害が残ったときは「障害基礎年金」、亡くなられたときにはその遺族に「遺族基礎年金」が支給されるなどあなたの生活をサポートします。

### メリット4 納めた保険料は社会保険料控除の対象

納めた保険料は、確定申告の際に全額が「社会保険料控除」として認められています。

### メリット5 国民年金は経済の変動にも負けません

賃金や物価の変動にあわせて、年金を支える力と給付のバランスをとる仕組みにより年金額が改定されるため、年金に加入（20歳）してから年金を受給（65歳）するまでの間、経済社会が大きく変動したとしても、年金の価値が保障されます。

【お問合せ】住民福祉課 住民係 担当：宮澤